

刈谷市物品売買契約条項

(平成10年4月1日施行)

(平成15年4月1日一部改正)

(平成15年10月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成19年6月1日一部改正)

(平成20年2月22日一部改正)

(平成21年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成23年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(令和8年1月1日一部改正)

(令和8年4月1日一部改正)

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書記載の物品の売買契約に関し、契約書に定めるもののほか、この条項に基づき、これを履行しなければならない。

2 受注者は、業務を行う上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

3 この条項に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除は、書面により行わなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この条項に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

7 この条項における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(個人情報の保護)

第2条 受注者は、この業務による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、この契約による業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託業務の目的の範囲内で行うものとする。
- 4 受注者は、この契約による業務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複製し、又は複製してはならない。
- 6 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。
- 7 受注者がこの契約による業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 8 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の保証)

第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金として契約金額の10分の1以上の金額を納付しなければならない。

なお、契約書の契約保証金欄に「刈谷市契約規則第31条第3号の規定により免除」又は「刈谷市契約規則第31条第6号の規定により免除」と記載されているときは、本条は適用しない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(物品の納品)

第5条 受注者は、物品を納品したときは、直ちに納品書をもってその旨を発注者に通知するものとする。

(納品に伴う検査)

第6条 発注者は、前条の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いのもとに、発注者の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）が検査を行い、その結果を検査結果通知書により受注者に通知するものとする。

- 2 検査の結果不良品があるときは、受注者は、当該物品を遅滞なく引き取り、発注者の

指定する期日までに良品を納品するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

- 3 物品の検査に必要な費用及び検査による変質、変形、消耗、損傷等の損失は、受注者が負担するものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

第7条 物品の所有権は、検査に合格したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されたものとする。

- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(代金の支払い)

第8条 受注者は、契約物品の納品に伴う検査に合格したときは、代金の支払いを書面により発注者に請求するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第9条 受注者の責めに帰すべき事由により、契約物品を納入期限までに納品することができない場合は、遅滞なくその理由、納品することができる予定日等を記入した書面により、発注者に申し出なければならない。

- 2 前項の場合において、発注者は、受注者から遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下、「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の違約金を徴収して納品の延期を承認することができる。

- 3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

- 4 天災事変等で発注者がやむを得ないと認めるとき、又は発注者の都合により納品が遅れたときは違約金を徴収しないものとする。

- 5 発注者の責めに帰すべき事由により、第8条第2項の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、遅延日数に応じ、未受領金額に契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任)

第10条 発注者は、納入された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物品の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、

発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第11条 発注者は、納入された物品に関し、第7条の規定による引渡し（以下本条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約代金の減額の請求又は契約の解除（以下本条において「請求等」という。）をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

6 民法第566条の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定に関わらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

8 納入された物品の契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(事情変更)

第12条 発注者は、必要があるときは、契約物品の内容を変更させ、又は納品の中止をさせることができるものとする。

(発注者の任意解除権)

第13条 発注者は、次条の規定によるほか必要があるときは契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(発注者の解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 納入期限までに納品しないとき。
- (2) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反したとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 納入期限後相当の期間内に納品する見込みが明らかでないとき。
- (2) 受注者にこの契約の締結に必要な資格のないことが判明したとき。
- (3) 第4条の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。
- (4) 受注者がこの契約の業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が売買物品の納品に伴う検査に際し、検査職員その他発注者の指定する職員の指図又は職務の執行を妨げ若しくは偽りその他不正の行為をしたとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (7) この契約の物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催

告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。

(10) 第16条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。

(11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 前条第1項各号及び第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の解除権）

第16条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が正当な理由により、この契約の解除を申し出たとき。

(2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（談合その他の不正行為の場合における賠償金）

第17条 受注者は、この契約に関して談合その他の不正行為があったときは、発注者に対し刈谷市契約規則（昭和40年規則第10号）第40条の2、第40条の3及び第40条の4に規定する賠償金を支払わなければならない。

（損害賠償請求等）

第18条 受注者は次の各号のいずれかに該当し、契約を解除された場合においては、損害賠償に代えて、発注者に契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 納入期限までに納品しないとき、又は納入期限後相当の期間内に納品する見込みが明らかにならないと認められるとき。
- (2) 受注者にこの契約の締結に必要な資格のないことが判明したとき。
- (3) 受注者又はその代理人若しくは使用人が売買物品の納品に伴う検査に際し、検査職員その他発注者の指定する職員の指図又は職務の執行を妨げ若しくは偽りその他不正の行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができない恐れがあるとき。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第(4)号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項各号(第2項の規定により同項各号が第1項第(4)号に該当する場合とみなされる場合を除く。)に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項の規定は適用しない。

4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第16条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

5 第4項各号に定める場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第4項の規定は適用しない。

(名称等の変更届)

第19条 発注者は、受注者の名称若しくは組織、又は住所の変更があった場合において必要と認めるときは、書面によりその変更の届け出をさせるものとする。

(紛争の解決)

第20条 この条項の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに、発注者が定めたものに受注者が不服がある場合、その他契約に

関して発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者それぞれが負担する。

(妨害又は不当要求に対する届出義務)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務の履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、発注者へ報告するとともに、警察への被害届を提出しなければならない。

2 受注者は妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の発注者への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、入札参加資格停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(その他)

第22条 契約書を電磁的記録により作成する場合にあっては、契約書中「この契約締結を証するため、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自その1通を保有する。」（その他これに類する文言を含む。）とあるのは、「この契約締結を証するため、発注者及び受注者が電子署名を行い、各自当該電子契約書を保管するものとする。」と読み替えるものとする。

(補則)

第23条 この条項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、刈谷市契約規則によるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。